

## 基本施策③ 障害児への支援

## 現状と課題

## ◆障害のある子どもを取り巻く状況

- 障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気付き、子育ての力を高められるような支援が求められています。
- 本市における統計では、子どもの人口がほぼ横ばいで推移する中、障害のある子どもが増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。その状態は多様で、支援の個別性が高いのが特徴と言えます。
- 地域療育センターの新規利用児も増加しており、その約7割が発達障害児です。こうした状況に対応するため、平成22年度から主に知的に遅れのない発達障害児を対象にした集団療育を順次導入するとともに、平成25年度に8か所目の地域療育センターを開設しました。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みです。
- 平成24年の児童福祉法改正で枠組みが再編・整備された障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- 人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な在宅の重症心身障害児が増えています。また、重症心身障害児には該当しないものの、胃ろうなどの医療的ケアを必要とする障害児もいます。こうした多様化する医療ニーズに対応するための療養環境の整備が求められています。そして、重症心身障害児の在宅生活を支援する機能や安心して暮らせる生活の場が求められています。
- 市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細かな支援のために、個室化、ユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設があります。

## ◆療育と教育の連携

- 小学校入学を迎えるに当たって、環境の大きな変化により不安を抱く子どもや保護者が少なくありません。特に障害のある子どもは、変化に対し非常に敏感です。現在、平成21年度から平成26年度にかけて全校配置された小学校の児童支援専任教諭を中心に、近隣の幼・保・小連携による支援をつなぐ取組が丁寧に行われてきています。今後も、幼・保・小連携を更に充実させ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、切れ目のない支援を行っていくことが大切です。

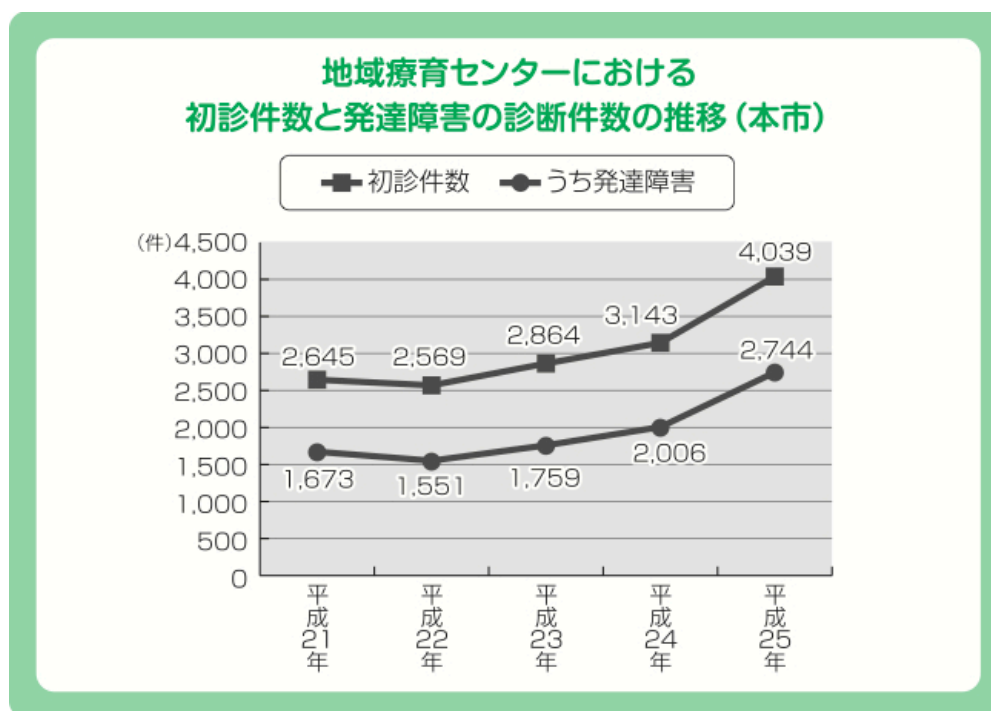
## ◆学齢期の障害児支援

- 本市の小中学校の在籍児童数は減少傾向にありますが、個別支援学級や特別支援学校の在籍者数は増えています。また、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障害に関する教育相談件数も増えています。一般学級では、特別な支援を要する児童や生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況があります。こうした子どもたちの社会参加やその家族の安定した生活が実現できる支援や環境を整えることが求められています。

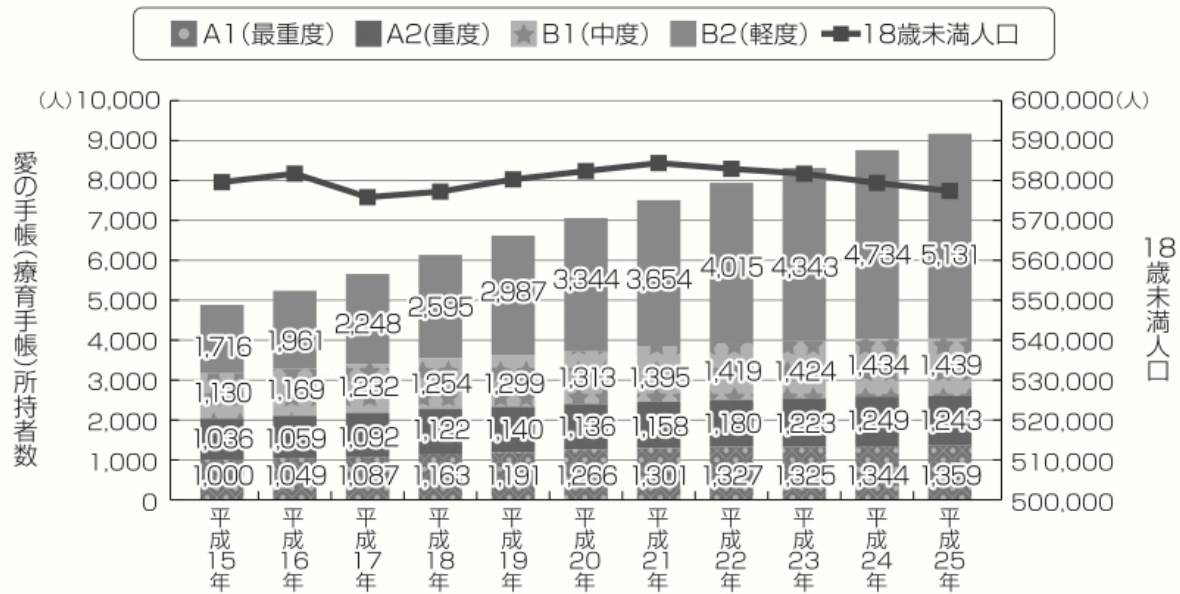
- 学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しており、平成 25 年度に 3 か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設しましたが、引き続き、体制確保が課題となっています。また、就労など成人期を見据えた学校や地域での支援を行っていく必要があります。
- 障害のある子どもたちにとっても、放課後、夏休みなどの長期休暇中は、普段の家庭生活や学校生活とは異なる経験を積んだり、体験を行ったりする絶好の機会です。学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことができる場の充実が必要です。

#### ◆障害への理解促進

- 障害児の増加とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に通う発達障害児も増えています。子ども同士が共に生活する中で、互いを認め合い、共に育ち合うことができるように、保育や教育の場での取組が必要です。また、その子どもが暮らす地域においても、その一員として育つことができるよう障害への理解を図り、子どもが安心して成長できる環境をつくっていくことが大切です。とりわけ「分かりにくい障害」と言われる発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況にあり、市民の理解を深めていく必要があります。

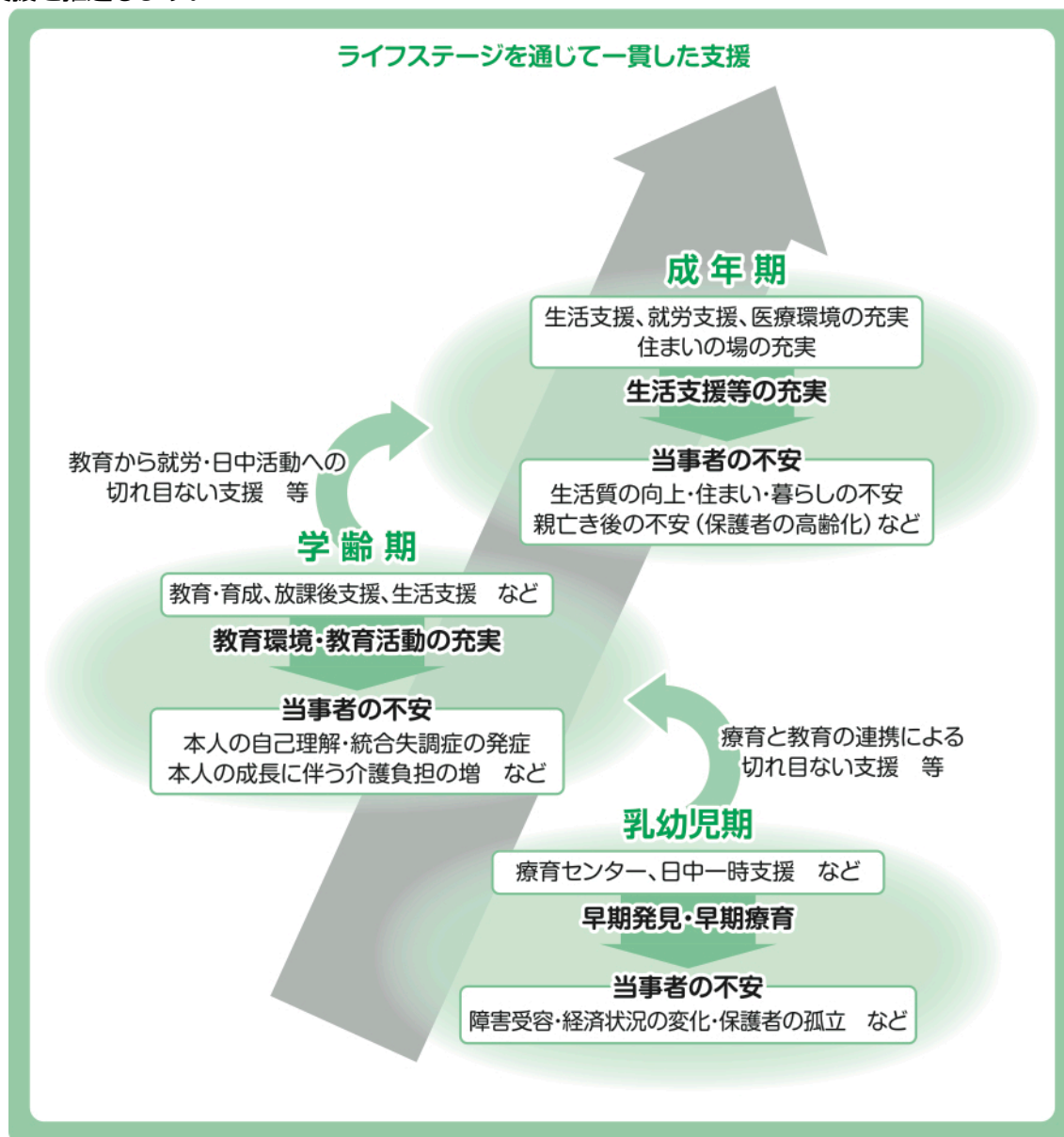


### 障害児の推移 (本市)



## 施策の目標・方向性

障害のある子どもたちが将来自ら選択した内容により自立生活を実現できるよう、「第3期横浜市障害者プラン」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」との連携を図り、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていく支援や成年期を見通した乳幼児期、学齢期からの切れ目のない支援を推進します。



### 1 地域療育センターを中心とした支援を充実します。

- 地域療育センターによる早期の支援につながるよう、センターにおける診療、相談、療育訓練の機能強化を図るとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園や並行して利用する地域訓練会、児童発達支援事業者等と連携した支援を充実させます。
- 地域療育センターを利用する保護者の不安に寄り添い、子育ての力を高める支援を実施します。
- 地域療育センターが連携の中心となり、未就学期の障害児の療育に関する事業を拡充します。

## 2 療育と教育の連携による切れ目のない支援を進めます。

- 一人ひとりの子どもが安心して日々を過ごせるように、地域療育センターでの専門的な支援に加えて、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の保育者や教員には障害に対する正しい知識の習得が求められます。各組織での研修を充実させるとともに、幼・保・小合同での研修を進め、切れ目のない支援を目指します。
- また、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の連携を更に充実させ、子ども一人ひとりの育ちをつなぐために、小学校の児童支援専任教諭を中心として、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、地域療育センター、特別支援学校、区役所等が連携し、支援をつなぐ取組を進めていきます。また、より良い連携が図れるように、幼・保・小連携推進地区事業での支援をつなぐ研究等を充実させ、市内に発信していきます。

## 3 学齢障害児に対する支援を充実します。

- 小中学校等からの相談や研修依頼、子ども本人や保護者等からの相談に対応するために、地域療育センター、特別支援学校、通級指導教室等の担当者が専門性を活用して支援を行う機能（横浜型センター機能）の充実を図り、特別な支援が必要な子どもたちを的確に支援します。
- 学齢期の障害のある子どもたちが、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごして療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業所などの居場所を拡充するとともに、地域に開かれた運営を進め、サービスの質の向上を図ります。併せて、地域の子どもの共育を支えるため、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における障害児の受入れを引き続き推進します。
- 学校と連携し、放課後児童育成事業のスタッフが、障害の特性や支援方法について研修を受講する機会を充実していきます。
- 学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。
- 送迎の長時間化や教室の狭あい化を解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、市立特別支援学校の再編整備を進めます。

## 4 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化を進めます。

- 常に医療的ケアが必要な障害児の生活を支援する重症心身障害児施設や多機能型拠点の新規整備・再整備を行います。
- 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。
- 在宅障害児の多様化する医療ニーズに対応するための療養環境を整備します。

## 5 市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

- 障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかな成長ができるように、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進め、共に地域で暮らす市民の障害への理解を促進します。そのため、乳幼児期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取組

を進めるとともに、障害当事者、市民団体等による地域住民への啓発、交流の促進及び日頃の生活の中で関わることのできる仕組みづくりに取り組みます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
地域療育センターの初診待機期間	3.5か月 (25年度)	2.8か月
児童発達支援事業利用者数（地域療育センター含む）	145,110人 (25年度)	183,000人
放課後等デイサービス利用者数	92,522人 (25年度)	507,000人

**主な事業・取組** ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

**○地域療育センター運営事業**

障害がある、又はその疑いのある児童へ、相談から診断、療育までの一貫した支援を行います。

また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行う地域の療育の拠点施設である「児童発達支援センター」として、地域療育センターの機能強化を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域療育センターの箇所数	8か所 (26年4月)	8か所

**○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備（基本施策①の再掲）**

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園、認定こども園など 583 か所で約 2,500 人（25 年度）の子どもを受け入れています。

今後、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。

**○児童発達支援事業の拡充**

未就学の障害児に療育を実施する事業所を拡充します。また、地域療育センター（児童発達支援センター）を中心に、事業所間の連携を推進していきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童発達支援事業所の箇所数	52か所 (25年度)	70か所

**○放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上**

学齢期の障害児が、療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に、安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。併せて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れも、引き続き推進していきます。

また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、事業所間や、学校をはじめとする地域の関係機関、地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
放課後等デイサービス事業所の箇所数	58か所 (25年度)	270か所

### ○学齢後期障害児支援事業の拡充

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
学齢後期障害児支援事業所の箇所数	3か所 (26年4月)	4か所

### ○市立特別支援学校の再編整備

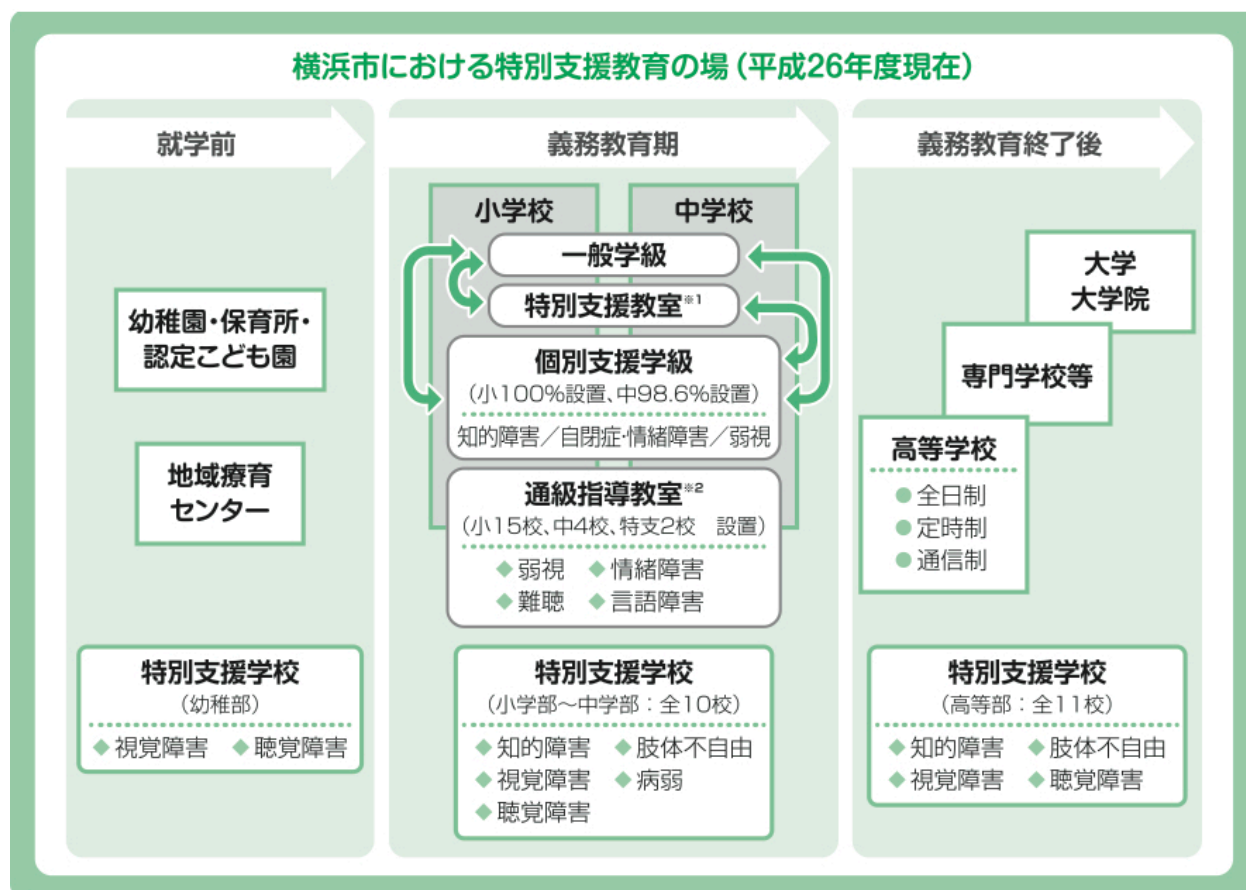
肢体不自由児の通学する市立特別支援学校では、在籍者の増加によるスクールバス送迎の長時間化や教室の狭あい化が進んでいます。これを解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、通学区域の見直しや特別教室の確保できる校舎整備などによる特別支援学校の再編整備を行います。

### ○特別支援教育支援員研修講座

小中学校において支援を必要としている児童生徒への支援を行う特別支援教育支援員（有償ボランティア）の人材育成や専門性の向上のために、研修講座を開催します。（平成26年度実施予定：8回）

### ○幼・保・小連携による情報の共有化

支援をつなぐ連携のあり方を研究するため、実践推進校による研究を進めます。推進校の小学校を中心に近隣の保育所・幼稚園が連携して行います。



※1 特別支援教室:集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース  
 ※2 通級指導教室:一般学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場。



### ○重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備

市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっており、また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況であるため、新たな施設を整備します。

併せて、老朽化が進んでいる障害児入所施設について、強度行動障害等の障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、居室の個室化・少人数化やユニット化により児童の生活環境を向上させるとともに、短期入所の拡充など、在宅支援機能を強化するため、再整備を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①新施設整備中の箇所数 ②再整備中の箇所数	①1か所(重症心身障害児施設) ②2か所(白根学園児童養育、なしの木学園) (25年度)	①1か所整備済(重症心身障害児施設) ②4か所再整備済(白根学園児童養育、なしの木学園、横浜療育医療センター、横浜訓盲院)

### ○メディカルショートステイ事業の推進

在宅重症心身障害児者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な方も増えていることから、重症心身障害児者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。

【25年度実績】協力医療機関の箇所数：10 病院、利用登録者数：80 人

### ○市民の障害理解の促進

発達障害への理解促進を図るための市域の講演会（年1回）や各区で実施する啓発事業など、関係部署と連携して、市民への啓発を継続的に推進していきます。

また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」（※）や障害関連福祉施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及啓発を推進します。

更には、ホームページ等の媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者、関係者の理解の促進に努めます。

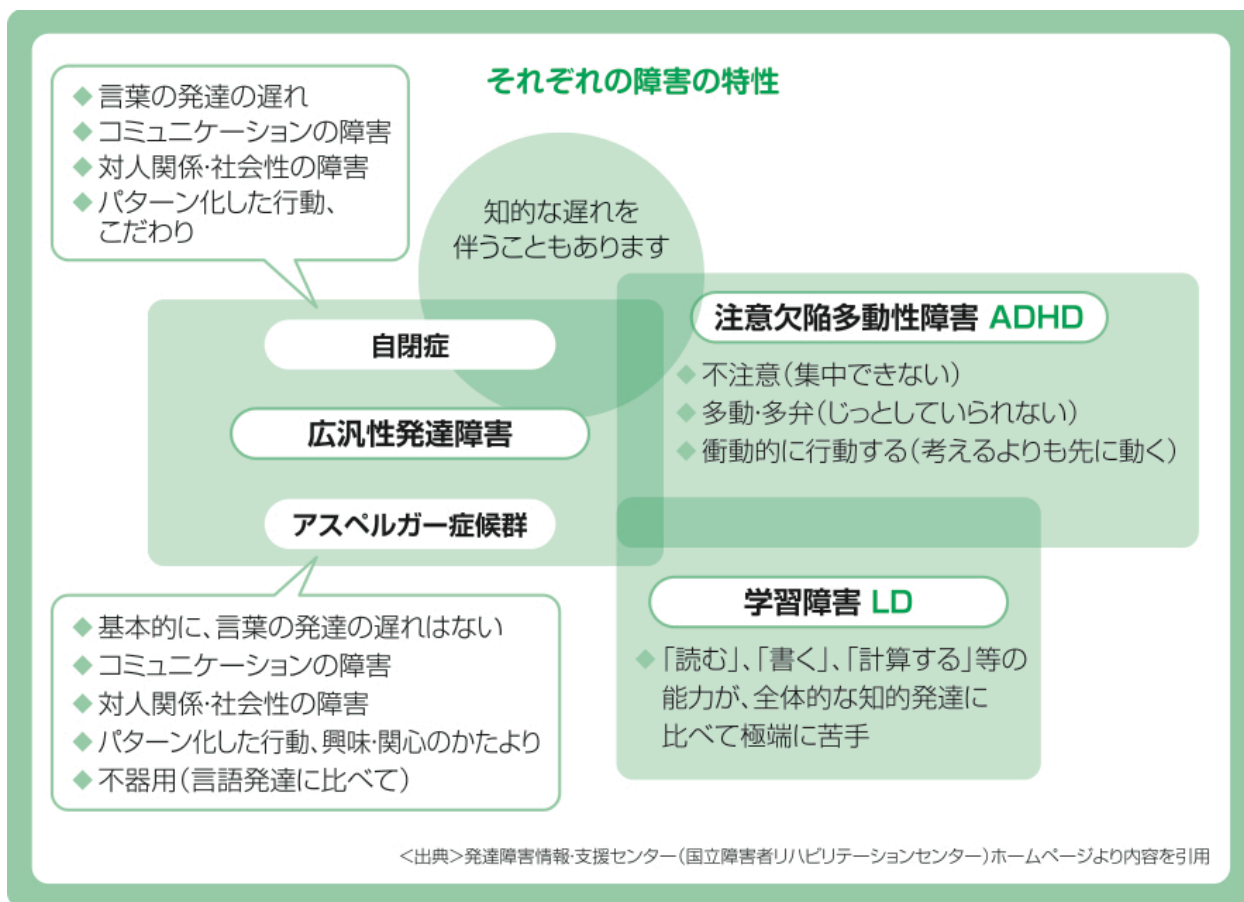
※市内の15の障害福祉関係団体と機関で組織され、当事者や家族が主体となって、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域の人たちへ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

## 障害の理解のために

地域における障害についての理解は、まだ十分であるとは言えない状況です。

障害者基本法によれば、「障害者」を、身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害がある方で、障害及び社会的障壁により、生活に制限を受ける状態であるもの、と定義していますが、中でも「発達障害」は、分かりにくい障害とされています。

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第2条より）と定義されています。



発達障害だけでなく、障害がある人に対して大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

\* 出所：発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）ホームページより内容を引用